

第37回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：令和4年12月13日（火）15:30～17:24
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：
（委員） 高橋会長、梶川委員、清原委員、篠崎委員、白井委員、野村委員、服部委員
（専門委員） 小河主査
（内閣府） 井上内閣府審議官、林統括官（経済社会システム担当）、
小川休眠預金等活用担当室室長、小川休眠預金等活用担当室参事官、
下井休眠預金等活用担当室参事官
（指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）
二宮理事長、岡田専務理事、大川事務局長、和田部長
4. 議題：1. 活動支援団体（仮称）のイメージ、自己資金の確保（通常枠）、PO 関連経費の助成のあり方について
2. 休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針（案）について

○小川室長 それでは、ただいまから第37回の「休眠預金等活用審議会」を始めさせていただきます。

私は内閣府で担当室長をしております小川でございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

本日もオンラインでの開催とさせていただきます。皆様、師走でお忙しい中、御出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

出欠でございますが、本日は程委員、萩原委員が御欠席、野村委員がやや遅れての御出席、梶川委員、白井委員は途中での御退席と伺っております。

また、WGの主査を務めております小河様、JANPIAからは岡田専務理事にも御出席いただいております。さらに、二宮理事長ほか皆様は遅れての御出席と伺っておるところでございます。

本日の議題でございますが、最初の議題としまして、10月31日に開催いたしました前回のWG、この審議会での合同会議で結論を得るに至らなかった点が3点ございました。一つに活動支援団体のイメージ、二つに自己資金の確保に関する件、三つにプログラム・オフィサー、PO関連経費の助成のあり方、これらについて事務局で再検討した結果を御議論いただきたいと思います。

次に、2つ目の議題といたしまして、これまでの合同会議、それから、休眠預金活用推進議員連盟での検討結果も踏まえまして、内閣府において休眠預金等活用法の5年後見直

しの対応方針の案を作成いたしましたので、これについて御議論を賜ればと考えてございます。

本日、皆様にお届けしております会議資料については議事次第に記載しております。御確認いただければと思います。

なお、これら資料の取扱いでございますが、前回までと同様に、5年後見直しにおける議論の公正性・中立性の担保のために、一旦は非公表とさせていただきます。対応方針が最終的にまとまった段階で全て公表するというような扱いにしたいと考えてございます。

それでは、今後の議事進行につきまして、高橋会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 皆さん、こんにちは。

それでは、議事1に入りたいと思います。まず、内閣府から資料1「活動支援団体（仮称）のイメージ」、資料2「自己資金の確保（通常枠）について」、資料3「PO関連経費の助成のあり方について」、以上3点について御説明いただき、次に、WGの小河主査から資料6の第17回WGの議論の概要の該当部分について御報告をいただきたいと思います。その後、資料1～3について意見交換を行いたいと思います。

それではまず、内閣府から説明をお願いします。

○小川室長 それでは、早速説明させていただきます。

10月31日から既に1か月以上たっておりますので、少し議論を振り返りながら御説明さしあげたいと思います。

まず、資料1でございます。活動支援団体（仮称）のイメージという点でございます。

これにつきましては、資料1ページを御覧いただきますと、前回の合同会議におきましては、新たに設立する活動支援団体の活動イメージとして、会計・法務等の専門的な支援、これらを強調して私から説明したところでございます。これに対して、各委員から違和感の表明、違うのではないかなというようなことがあったといった経過があったことを思い起こしていただければと思います。

これらの御意見を踏まえまして、また、その後、有識者、関係者の御意見も伺いまして、さらに議連での議論も踏まえまして、活動支援団体のイメージについて再度整理したところでございます。

そのときの御発言を改めて振り返りますと、専門委員の玉田様から、活動支援団体の支援というのは、当初私どもが説明した専門的なサービスではなくて、むしろある事業を実行団体となる、これから実行団体になろうとする方々と一緒に育てていくといったものではないと魅力がないという御指摘がございました。

また、野村委員からは、そうした御意見も踏まえまして、活動支援団体のイメージは2パターンに整理できるのではないかなということ。すなわち、プロフェッショナルなサービス提供をするという事務局の説明をしたものもあり得るし、それから、玉田専門委員からお話があった一緒に育てていくというようなものもある。それらをどのように行うか、両

方を行うかといったことをよく整理してはどうかという御示唆をいただいたところでございます。

その上で、一緒に育てていくというイメージの場合、活動支援団体として、文字どおり育てた、育成した団体が、その後、休眠預金等活用制度に参入してきたときに、今まで活動支援団体として活動していた団体が資金分配団体になるということがあるかどうか。そういうことを認める場合には、資金分配団体になった後から参入する別の団体とこれまで育ててきた団体、これらの審査をする上での公平性の確保のための確保措置といった検討が必要になるのではないかとというような御示唆をいただいたところでございます。

そうしたものを踏まえまして、再整理したのが資料2ページ以下でございます。

改めて、非資金的支援（伴走支援）の課題を考えますと、2つに整理されるのではないかと考えた次第でございます。右側に課題とオレンジで囲んでございますけれども、休眠預金等活用制度においては、社会課題解決そのものだけでなく、自立的な団体を育てていくということを目指しまして、社会的インパクトや自立化、事業の革新性といったことを追い求めるということになってございます。そうしたことを本格的に追求していくとなると、人材・スキル・ノウハウが十分でないのではないかとという課題がある。

さらに、その十分でないというのは2種類あって、一つは現に活動中の資金分配団体、実行団体に対して、インパクト評価ですとか、あるいは高度な資金調達に関する知識のような専門性の高い技術、スキルといったものに対する支援が求められるということが一点。これが言ってみれば専門サービスの部分でございます。

2つ目の課題として、これから社会課題解決の担い手になろうとする方々に、団体をいかに組成するか、事業をどのように組み立てるか、どうした方々の協力を得ればその世界に入っていけるかといったことを支援する、お伝えするといったこと。それによってソーシャルセクターの裾野の拡大につなげていく。こうした点もなお現在十分でない、不足しているところがあるのではないかと。このように課題を整理したところでございます。

それに即して、3ページでございますけれども、活動支援団体のイメージを考えますと、支援の方法、中身は2つに分類できるのではないかと考えたところでございます。右側のこれもオレンジの中に白い枠で2つ囲ってございます。専門スキル型と育成型と名づけてございます。

専門スキル型というのは、現に資金分配団体、実行団体として活動されている方々への先ほど申しましたインパクト評価の技術、あるいはファンドレイジング、資金調達のテクニック、こうしたようなことを助言していくというような支援。

もう一つは育成型と名づけておりますけれども、主に今後新たな担い手になっていく方々に対して、団体をいかに組成するか、事業を組み立てるか、ネットワークをどうつakって、どこから知恵なりノウハウを得るかといったことについてのアドバイスなり支援を行う。これが育成型と表現できるのではないかと。

活動支援団体というのは、今改めて整理いたしますと、この2つの両方を行うことがで

きる団体として今回創設しようと再整理をしたところでございます。

その上で、4ページでございますけれども、野村委員から御指摘がありました課題について一度整理したところでございます。

典型的に想定されるパターンを2つ掲げております。一つは、活動支援団体として担い手育成をしてきた、いわば教え子のような存在の方々がある。そうした方々が、活動支援団体が資金分配団体になったときに実行団体として公募に応じてくるわけですが、これらの旧教え子と、その段階から新たに入ってくるほかの実行団体候補の方々、これらの間の審査の公平性を担保する仕組みというのが必要になるであろうということが一点。

それから、現にニーズとしてございますのは、資金分配団体を今はやっているけれども、今後は伴走支援も注力をして、活動支援団体としても活動していきたいと。そうすると、この2つの団体を兼ねるケースというのが出てくるであろうと。そうした場合に、お金ですとか、助成をいただいたお金の区分経理、あるいは人件費等の区分、こうしたことをいかに切り分けて管理していくか。逆に言えば、二重計上、二重取りというようなことが生じないようにするための仕組みが必要になるであろうと。このようなことが課題として浮かび上がるところでございます。

これらについて、今、具体的な解決策を得ているわけではございません。今後、こうしたものも検討するというのをこの段階での課題認識にしたいと考えておるところでございます。

以上が活動支援団体のイメージ、資料1の関係でございます。

次に、資料2「自己資金の確保（通常枠）について」でございます。

これも資料の1ページを御覧いただきたいと思えます。

振り返っていただきますと、その際には資金分配団体、第2層の資金分配団体には自己資金比率要件を撤廃する。一方、実行団体については自己資金要件を維持する。基本的にこうしたラインで御説明を申し上げたところでございます。

資金分配団体の撤廃についてはおおむね賛同いただいたところではありますが、実行団体に関しては意見が分かれたというところでございます。大きく2つといいますか3つに分かれておまして、自己資金比率を実行団体については維持する。その必要があるということに御賛同いただいた賛成意見。それから、資金分配団体同様に撤廃あるいは弾力化する必要があるというような見直し、要検討の意見が2つ目。それから、3つ目として、自己資金以外の要素も加味して、自己資金確保あるいは団体の自立性確保の手法、基準を考えるべきではないかというような御意見。この3者があったところでございます。

この点については、議連においても強い関心があったところでございます。次ページでございますが、その半月後、11月15日に議連においてこの議論をいたしました。議連における議論のトーンは、合同会議、この審議会とはややコントラストを成すものでありまして、基本的には自己資金比率というのは必要である。一番強い意見としては、資金分配団体にも必要であると。こうした意見が出たところでございます。その趣旨としては、事業

を実施していく、事業を続けていく。そうしたものの自己資金の確保というのは必要である、不可欠である。あるいは最小限のルールではないかと。このような御意見があったわけでございます。

一方で、審議会と同様に、その団体の自立性を確認するためには自己資金比率以外の指標も検討すべきでないかというような意見も出たところでございます。

一方で、実行団体の自己資金確保については、議連全体を通じてこれは必要であるという意見でまとまっておるところでございます。

以上を踏まえまして、私どもで検討したところでございます。やや振り返りになりますけれども、なぜこの自己資金比率の制度、基準が入ったかというところに立ち返って検討いたしました。自己資金確保に関する制度創設時の議論を見ますと、この制度と基本理念として自立した担い手の育成ということ。それから、助成と合わせてマッチングすることによって民間からの資金を調達する環境を整備する。逆に言うと、民間資金を呼び水として呼び込むということが求められる。そうすると、休眠預金等活用制度によって助成されるお金のみで事業を行うのではなくて、それに付随する自己資金が一定割合必要であろうと。それは、5割とは言わないけれども、3割程度必要ではないかと。こんなようなやり取りがあった上で、基本的に他の助成制度においても2割程度の自己資金の確保が要件化されているということで、休眠預金において実行団体、資金分配団体の両方に20%の自己資金比率の要件を設けたというところでございます。

その上ででございますが、4ページを御覧いただきますと、しかし、その当時あまり注目されなかった点として、休眠預金等活用制度が独特の3層構造を取ったという点がございます。多くの助成団体、ほかの助成制度においては助成団体が直接NPOと私どもの言う実行団体に助成金を助成して、NPO等実行団体が2割程度の自己資金を上乗せして事業を実施する。このようなスキームが一般的であったわけでございます。

この制度に倣って、休眠預金等活用制度においても自己資金比率基準を導入したわけでございますが、その際、実行団体のみならず、資金分配団体、この資金分配団体というのは休眠預金に特有のユニークな存在でございますけれども、そこにもこの2割の自己資金比率というのをスライドして設定したというのが当時の制度設計の基本的な流れであったわけでございます。

これに対して、5ページでございますが、資金分配団体側からこの制度設計について異論が出ているというのが現状ではないかと考えてございます。すなわち、自己資金比率の達成率は確かに今低いわけです。左側のグラフにございますけれども、低いわけですが、総じてその団体を見れば、自己資金以外にも着目すれば資金調達能力は一般的に高いのではないかと。その背景として、当該団体、資金分配団体が長く助成事業を行って来て、ほかの助成団体からも資金を継続的に得てきている。そうしたことが自己資金比率では反映されない、把握されないと、それはおかしいのではないかと。このような異論につながっているということが考えられたわけでございます。

実際にも、6ページでございますが、こうした声を踏まえて、休眠預金等活用制度も2020年度から実質的な要件緩和を行ってきたところでございます。それはすなわち、左下に少し小さな字で書いてございますが、20%にこだわらずに、団体の特性を踏まえて目標値を定める。20%にこだわらないということがここで事業計画に規定されまして、実際にはJANPIAにおける審査会議において、いわば総合的な評価によって助成の可否を判断する。言い換えれば、自己資金比率が達成できないことをもって参入できないわけではないと。このような実質的な要件緩和、別途の審査方式の導入が行われてきたということが改めて確認できたわけでございます。

以上を踏まえて、少し遠回りしましたけれども、今回の御提案でございますが、前回10月31日の御議論、議連での御議論、それから、今申し上げましたような過去の経過を踏まえた検討といたしまして、総合的な評価方式に移行するという説明にしたいと考えてございます。

すなわち、右下の絵に書いてございますように、事業基盤、資金基盤、組織基盤、実行団体への支援方針といった要素を総合的に評価して、それによって事業の採択を決定する。これをもってその団体の自立に向けた能力をはかるというような方法に移行したいと考えるものでございます。

その際、あえて線を引きましたけれども、自己資金比率というのは資金基盤の中の一要素として考慮される。これが高い自己資金比率が確保できるようであれば、それを審査の加点要素とするというような方式に移行したいと考えるものでございます。

一方で、実行団体につきましては、8ページでございますけれども、経験、実績の豊富な資金分配団体と異なりまして、実行団体の場合はまだ自立途上の草創期の団体が大半を占めているということ。したがって、休眠預金による支援終了後も事業を続けていただくためには、やはり一定の自己資金を確保するということが欠かせないであろうという考えがあります。

それから、支援側に回っています資金分配団体から見ても、約半数の52%が自己資金比率というのはなお必要であるというような見解を持っておられるということも前回も御説明申し上げました。

これらを踏まえますと、実行団体に係る自己資金比率については、これを必要とする原則は維持する。その上で、現在も講じております弾力措置、すなわち当初から20%達成は求めない、事業の最終年度までに達成すればよいという特例的な弾力措置を維持していくということとしたいと考えてございます。

その上で、2019年から始まりました事業の結果が今後出てまいります。そこでの自己資金の確保状況、それから、それが自立にどの程度寄与しているか、つながっているかといったことも結果が出てまいりますので、それらを見ながら自己資金以外の要素を加味した弾力措置を引き続き検討するということにしたいと考えております。これが再検討をした上での御提案でございます。

最後3点目、資料3「P0関連経費の助成のあり方について」でございます。

P0関連経費につきましては、現在、特例的、経過的な措置として800万、うち人件費分は500万、これをP0関連経費として助成するというにしております。これは人件費には助成をしないという当初の休眠預金の考え方に対する例外を成すものでありまして、その意味で、現在、特例的、経過的なものとしてP0関連経費の助成がなされているというものでございます。

この水準につきまして、前回の審議会においてこの人件費分の500万では十分な報酬が払えない。そうすると、質の高いP0を確保できないというような視点から、引上げが望ましいという御意見が出たところでございます。

これにつきましては、2ページの資料を御覧いただきますと、今回、伴走支援の強化についてどのように我々が臨もうとしていたかということをご改めて示してございます。伴走支援の中には、P0自身が人的な形で提供するものもあれば、あるいは資金分配団体がいわば組織として提供しているものもあるわけでございます。P0自身が提供するものを充実させるものとして、現在、経過的なものとしてP0の関連経費助成、800万、500万のものを行っている。これが左側でございます。

これに対して、今回、新たな枠組みとして活動支援団体という仕組みをつくりまして、これまで組織として行われてきた伴走支援に対して一定の支援を行う。人的あるいは情報等に係る支援を行う。これらを通じて、資金分配全体における伴走支援を充実させていこうというような考え方を取ったところでございます。

それらを踏まえまして、3ページでございますが、P0関連経費の助成のあり方につきましては、今回は差し当たり現行水準を維持していくことが妥当ではないかというような打ち出しにしております。その心は、1つ目のポツにございますけれども、先ほど申しましたように、活動支援団体による充実と関連づけて検討していく必要があるというような考え方に基づくものでございます。

一点、確認的に下にいろいろな図表を載せてございますけれども、500万がP0の人件費、報酬水準として妥当であると考えているわけではないというのが私どもの考え方でございます。

参考1にございますように、現在のP0はほかの業務と兼任をされていたり、あるいは既存の方々をP0に職種転換したりして確保している場合が多いわけでございます。P0はプロパーの仕事以外にも事業を行っている。そうした方々の水準は恐らくこの500万より高い水準になっているだろうと考えるわけでございます。そうした実態も踏まえましてでございますが、P0助成の水準は現行水準を維持することが妥当と考えた次第でございます。

非常に駆け足でございますが、前回積み残しの3論点につきまして御説明申し上げます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、続いて小河主査から御報告をお願いします。

○小河主査 小河です。

昨日行われました休眠預金等活用審議会WGの議論の概要ということで、資料6のスライドに切り換えていただけますでしょうか。

まず1番目、活動支援団体のイメージについてですが、3点あります。専門スキル型と育成型の2つの分類は、現場目線で見ても分かりやすいという点。2点目は、専門スキル型にはプロボノ系の団体が、一方で育成型には各分野の専門性（例えばろう支援など）を有する団体が主として参入するのではないか。3点目、加えて、定款作成への支援のような普遍性のある活動も育成型に求められるのではないかという3点です。

2番目の自己資金の確保についてです。資金分配団体については、これも3点ありまして、1点目は、資金分配団体は総じてそもそも自立していると評価できる団体が多く、総合評価方式に賛成。自己資金確保が必須条件ではなくなれば、資金分配団体の裾野拡大が期待できるということ。2点目は、自己資金比率の評価を一要素として残すことに賛成。公募の際には自己資金確保を加点要素とすることを明示すべき。3点目、総合評価の一要素とされている実行団体への支援方針は、自己資金の調達に偏ることなく、実行団体の自立にとって真に必要な要素を求めるものとすべきということでした。

3番目、実行団体についてです。休眠預金の活用により事業規模が拡大した実行団体にとって、自己比率20%が厳しい場合もあり、柔軟な対応を期待したいという点です。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、資料1～3について意見交換を行いたいと思います。「手を挙げる」ボタンを押していただきましたら、私から指名させていただきたいと思います。どなたからでもどうぞ。

白井委員、どうぞ。

○白井委員 ありがとうございます。

御説明、そして、御議論ありがとうございました。

自己資金比率20%についていろいろな議論がある中でも、弾力的な、そして、総合的な形で視点を広げて運用するという形になっていくということは極めて自然なことであり、あるべき方向であると思っています。

もう一つ、PO人件費については、私の委員資料のほうは後で説明しろということなので、後になりますけれども、そこの中でも少し触れているのですが、全く法律に明記していない部分にまで、ここまで細かく、詳しく500万円で限界と書いてしまうということは、例えば議連だったり、内閣府によるマイクロマネジメントという例に当たるのではないかと私は考えているところです。審議会でもほとんどの方がもう少し引き上げないと優秀な人が来ないというような議論であった中で、そこに500万と限定して書いてしまうということは、これはするべきではないのではないかと考えています。当然、これからまた5年の間にいろいろな物価の変動だったり、いろいろな世界的な情勢の変化というのもあり得る中で、こ

こについてはある程度目安というようなところで、また、活動支援団体の状況というのもこれからまだ未知数な中で、そこである程度P0さんの機能というのを肩代わりできますというのも、今はまだ絵に描いた餅でしかないという状況ですので、これも運用しながら状況を見て、弾力的に運用できるようにというような幅を残すような書きぶりで書くべきではないかと思っています。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、服部委員、お願いします。

○服部委員 御説明ありがとうございます。さらなる案の整理をいただいたということで聞かせていただきました。おおむね理解することができております。

まず活動支援団体なのですけれども、育成型とスキル型に分けられる、ということでしたが、あくまでも整理であって、恐らくこれはどこかで線を引くという話ではないのだろうと思っていますが、その理解でいいのかどうかということです。

それと、休眠預金等活用はあくまでも3層となっていますので、いわゆる活動支援団体というのはその3層のどこに入ってくるのかといったときに、資金分配団体と同等ですという理解でいいのかどうか。要するに、活動支援団体全体をマネジメントといいたいまいか、見ていく、評価していくのはあくまでもJANPIAだから、2層目に活動支援団体と資金分配団体を位置付けたという理解でいいのかどうかということです。それが活動支援団体に関するところの確認です。

次のプログラム・オフィサーのところなのですけれども、金額の話以前に、本来はどんな業務をどこまでできているのかということ把握した上で、人件費は本来組織に任せることだと思いますけれども、段階的に考えていくことがいいのではないかと思っています。ですので、今すぐに金額を上げます、上げますという議論はそもそもここ審議会ですることかどうかとは思っています。現状維持ということに反論しているわけではないのですが、プログラム・オフィサーがどういうことをやっていて、どこまで成果を上げていてというようなこと、多分物すごく幅があるのではないかなと思っていますので、全て一律に、お金の話をするよりは業務の話、そして、特にどう成果が出ているのかというところが先にあっていいのではないかと思います。今、5年見直しのところで金額に言及することではなく、維持でもいいと思いますというのが2つ目です。

3点目、順番が違ったかもしれませんが、自己資金比率のところなのですけれども、おおむね総合的に議論された結果でよろしいのではないかと思います。一つは、やはりしっかりと見える化といいたいまいか、透明性を重視したいと思います。20%をなくすという議論ではなくて、そもそもどういうふうに資金分配団体を選んで、今どういう実態なのか透明性を重視するということにさせていただいたらいいのではないかなと思っています。

実行団体の話なのですけれども、草創期だから20%を維持するというところはあまり納得できる話ではないと思っています。それを期間で言っているのか、誕生してから何

年と言っているのか、それとも事業規模で言っているのか。業種によっても大きく違ってくるのがこういった実行団体ですので、この辺りも一律でいいのかという議論が将来的にできればいいと思っております。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、事務局、お答えできるところはお願いします。

○小川室長 内閣府の事務局のほうからお答えいたします。

今、共通してお話をいただきましたP0経費の助成の件につきましては、後ほど御説明いたします最終的な取りまとめにおきましても、先ほどの説明と同じく、差し当たり現行水準を維持することが適当であると取りまとめたいと考えてございます。

その意図としましては、今御指摘いただいたとおりでございまして、まだ2019年に始まったファーストロードの事業も完全には終わっていないということ、その成果の評価が今後出てくるということ、加えて、今回新たに活動支援団体制度をつくりますれば、それによる伴走支援に対する支援の成果も今後出てくるであろうと。そうしたものを考慮しながら、今後、見直しの検討をする余地は当然あり得るということを含んでのことでございます。

しかしながら、5年後見直しということは法律でも求められております。このタイミングで考え方をまとめるとすれば、差し当たり現状維持が妥当である。このような考え方で取りまとめたいということでございます。この点について御理解を賜ればと考えてございます。

それから、活動支援団体の位置づけについて御質問をいただきました。まず、この2パターンはいわば理念形でありまして、実際の活動によってはこの両方にまたがるものは当然あり得るだろうと考えてございます。ただ、事業を採択する際には、この2パターンを念頭に置いた運用をしていこうとも考えておると。全くイメージなしで向かうよりは、この2パターンで制度を基本的に仕組んでいくのがよいだろうと考えているところでございます。

それから、3層構造における位置づけでございますが、これは御指摘のとおり、第2階層に位置づけられるものと考えてございます。少し敷衍して申しますと、今後、今回の制度改正によって、資金分配団体は資金的な支援、助成を行うと同時に、非資金的支援（伴走支援）を行う。この双方を行うものと制度上も位置づけられるわけでございます。それに対して、第2層の活動をする団体のうち、助成を行わない、専ら伴走支援のみを行う団体を活動支援団体と整理したいと考えておるところでございます。

それから、自己資金比率の話につきまして、これはしっかり見える化、透明化の確保ということで御指摘いただきました。そのような制度設計にしていきたいと思いますと考えてございます。ある意味20%という基準は透明度は非常に高いわけですけれども、一方で融通が利かないところがあったというようなことでございます。その意味で、総合評価に入ります

と、幾つかの要素が加味されてきますので、自己資金比率ほどの単純明快さはないわけですが、それを補うような説明といったことを求めていきたいと考えてございます。

それから、実行団体の自己資金比率の話でございます。一律に過ぎるのではないかとということでございます。こうした点も私どもも感じないわけではありませんけれども、一方で、制度として運用していく際に一つの基準というものは必要であろうと考えて、実行団体についてはこのような考え方で整理したいと考えた次第でございます。その心は、非常に雑な言い方をしますと、休眠預金の助成を受けて1期限り活動して、そこで終わってしまうような団体が多発するようでは困るという気持ちが正直あるわけでございます。これを起爆剤、種としてその後の事業継続、事業発展につながってほしい。それがこの休眠預金等活用制度の願うところである。そうしますと、事業実施、事業継続を図る一つの基準として、実行団体の場合、自己資金比率というのはなお有効な指標であろうと考えたということでございます。

あちこちの説明になりましたが、事務局からは以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

本日、事務局で御用意いただきました資料の順番に沿って、意見を申し上げたいと思います。

まず、資料1「活動支援団体（仮称）のイメージ」についてです。これまでの御報告やヒアリングでのご意見を伺いまして、指定活用団体及び資金分配団体の伴走支援の意義と効果は、確認してきております。

そこで、2ページの図にありますように、指定活用団体の現行の伴走支援の内容も充実してきました。大変項目が多く紹介されています。

しかしながら、5年後見直しを経て、今後の指定活用団体の役割として期待されるのは、休眠預金等活用のこの仕組みの中で、資金分配団体あるいは実行団体の取組をより客観的にPDCAサイクルと、さらにはEBPM、すなわちエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングの観点から、実態について、実証的な調査研究をしっかりと進めていただくことではないかと考えます。つまり、指定活用団体の取組も次のステージに移っていくのではないかと思います。

そうなりますと、特に資金分配団体や実行団体への伴走支援が有意義だと確認されておりますので、このたびの提案であります活動支援団体の必要性が大きくなってきていると言えます。すなわち、指定活用団体の行ってきた伴走支援の機能を少し軽くして、PDCAや総合的な評価の実現に注力していただく段階になっているので、この活動支援団体は極めて重要な意味を持つてくると思います。評価計画の策定や実施支援、ガバナンス、コンプライアンス体制の整備支援、あるいは不得意な実行団体も多い経理に関する体制支援等が重要になってきていると思います。そのことが、法の1条にこのたび明記していただくこ

ともになりました「ソーシャルセクターの支援」、そして、その裾野を拡大することに有効だと思えます。

ただ、そこで留意しなければいけないのは、前回、野村先生に問題提起していただいたことを受けて、4ページに例1、例2と課題を整理していただいたところですが、特に例2でございますが、資金分配団体はこれまでもPOの支援をしてきた経験を積んでおりますので、活動支援団体を兼ねるケースというのは容易に予測できるわけです。その際、活動支援団体単独の活動をするのか、それとも、引き続き資金分配団体としての活動を行いつつ活動支援の活動も行うのかというような点の仕分けが難しいのかなと思っているところです。

このことは、資料3にまとめていただきましたPOの経費のところとも関わってくると思うのですが、野村先生に提起していただいたことを踏まえたこの例1、例2のところについて、公平性、客観性、正当性を担保する仕組みづくりに注力していただくとうかがいたいと思っています。

次に、資料2の自己資金の確保（通常枠）について意見を申し上げます。

1ページに紹介されておりますところに、「資金分配団体については自己資金要件を撤廃する」、「実行団体については自己資金要件を維持する」とありますけれども、この論点については少し委員の皆様のお意見が分かれていることを踏まえつつ、どのように集約するかということをお検討いただいた資料だと認識しています。

特に私は、この間、委員の先生方、専門委員の先生方の声を聞き、とりわけ専門委員の皆様の中には実際にNPOやソーシャルセクターの活動をしていらっしゃる方がいらっしゃいますので、そうした方の生の声を伺って、あるいはヒアリングを通して検討してきたということの意義を踏まえて申し上げますと、まず、第一義的に再確認しなければいけないのは、法の理念から考慮して、どの資金分配団体も実行団体も休眠預金だけに依存しない持続可能性を担保する力を持ち続けていただく、あるいはそれを強めていただくということが求められているということを確認したいと思えます。

そのためにも、2ページに示されていますように、「自己資金以外の別の指標を確保することが必要」だということが実態に沿って分かってきました。特に休眠預金の助成を受けているということがきっかけになっている例もあるでしょうし、実績が評価されている例もあると思えますが、現物を含めて寄附を増やしているとか、あるいはボランティアな活動の組織との連携が強化されているというような、自己資金以外の別の指標も有意義だということが分かってきたと思えます。そこで、今回、「総合的な評価」という言葉が明記されるとともに、何よりも自己資金ということだけで特に資金分配団体についての評価をするのではなく、その団体の存在価値といいたしめようか、活動の意義を評価できる指標をこの間の経験を通して持つ必要を確認することができたということをお明記することが重要だと思えます。

したがって、ワーキンググループでも提起がありましたように、「自己資金を確保して

いる場合には加点評価する」ということも分かりやすく明記していただくことが重要だと思います。自己資金20%でなくても、資金分配団体については、7ページに示されている「多元的な資金の確保」を確認することによって、総合的な財政状況の健全さが把握できるのではないかとこのように確認をさせていただきました。

その上で、8ページのように、実行団体については弾力的な対応をこの間も行ってきてくださいましたので、「弾力的対応を含む現状維持が妥当」という案が当面はよろしいのではないかと今回の資料で受け止めたところです。

それから、資料3のP0関連経費についても一言申し上げます。

これについては、先ほどの資料1の活動支援団体(仮称)のイメージとの関係性の中で、やはり丁寧な検討というのが必要になってくると思います。特にこの間、専門性というのでしょうか。それが必要であるということも確認されてきて、インパクト評価とかファンドレイジング等を組む場合には、やはり一定の専門性が求められます。しかしながら、まだ過渡期ということもありまして、先ほどの服部先生の御質問を踏まえて事務局で御対応いただいたように、後に検討する議題2の本文中においても、「当面は」というようなことで今後も実態に即して丁寧に検討していくということが留保されているとすれば、そのことは極めて重要な記述のポイントだなと思いました。

最後に、この間、本当に思いがけず、休眠預金の制度がスタートしてから、新型コロナウイルス感染症の問題が発生したり、昨年から今年にかけてはエネルギー問題や急激な物価高騰、円安というような状況が生まれたりして、ソーシャルセクターの活躍が期待されているにもかかわらず、財政的には厳しい状況が顕在化しました。その中であって、休眠預金等の活用については臨機応変に柔軟に公募を実施されたように、活用について対応してくださっているということには社会的意義があると思っています。そのために、こうした実績を踏まえて、活動支援団体の提案や自己資金確保についての柔軟な見直しなどが提起されることは、これまで休眠預金等を活用してくださっているソーシャルセクターの皆様の実感や実態に合うものであってほしいと期待しているところです。

以上です。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、基本的に審議会としても事務局から示された対応方針を進めていただければと思います。ただ、P0のところについては、服部委員からの御指摘もありましたけれども、具体的な業務の話も踏まえた上で、引き続き検討を進めていくということが必要だと思います。差し当たりと事務局は書いていただいていますので、皆さんそれで納得されていると思いますけれども、引き続き審議会としてもこのP0についての議論は続けていきたいと思っています。

続きまして、議題2に入りたいと思います。まず、内閣府から資料4及び資料5の休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針(案)を説明いただいて、次にWGの小河主査から

資料6、第17回WGの議論の概要の該当部分について御報告いただきたいと思います。その後、資料4、5について意見交換を行いたいと思います。

それでは、内閣府から説明をお願いします。

○小川室長 それでは、説明をさしあげます。

これまで審議会、WGにおきまして、各個別論点について一つ一つ御検討いただいて、意見を頂戴して、今回のように再整理をしたりして、各課題について方向性を得てきたところでございます。その意味で、今回の見直しに係る各論点の方向性は、ただいまの議論をもっておおむね定まったわけでございます。

しかしながら、これまでの議論は基本的にクローズでございますし、単発的なものになってございます。これらを一体としてまとめて関係者の方々にお示しするという、それから、今後、制度の設計運営に当たっていく方々にこの成果を残す必要があるということから、内閣府におきましてこれまでの検討結果を一覧的にまとめた見直しの対応方針案というものを作成してございます。それが、本体が資料5、その概要が資料4となっているものでございます。

資料5は非常に大部なものになってございます。本文だけで14ページがございまして。その後ろに参考資料もついてございますので、本日は、それをダイジェストした資料4の概要で全体の御説明をさしあげたいと考えてございます。

まず、資料4の1枚目でございますが、これは本体の1枚目に該当する部分でございます。今回の見直しの位置づけ等を書いております。

さらっと御説明しますと、まず、休眠預金等活用制度というのは休眠預金を民間公益活動に使うためにつくられた、新しい、ある意味ユニークな仕組みであるということ。それから、個別の課題解決にとどまらずに、社会課題解決のための自律的、持続的な仕組みを目指すといったことを掲げているところに特徴があるということ表現してございます。そのために、自立した担い手育成、インパクト評価による成果の可視化、革新的手法の開発・普及など、ほかには見られない目標を掲げているという点に制度の特徴があるということを振り返ってございます。

その上で、この間、約4年間、3年強でございますけれども、制度の展開状況を見ると、基本的には指定活用団体、現在のJANPIA、それから、資金分配団体、実行団体の各段階で、目標実現に向けて着実な取組が進められてきたと言えようかと思います。

しかしながら、その道のりは決して平坦なものではなかったというのが2つ目のポイントでございます。一つには、先ほど御指摘がございました新型コロナウイルスの感染拡大、ウクライナ情勢に伴う原油・物価高対策といった社会問題が深刻化したという背景がある。これに対応しなければならなかったということ。それから、新しい資本主義というようなことが標榜されて、社会的課題と経済成長の両方を追求する社会的起業家、インパクトスタートアップといったことも顕著に出てまいりまして、その支援が政府の重要なアジェンダになっているということ。こうしたことと休眠預金等活用制度は切り結びながら制度を

展開する必要があったということがこの間の振り返りとして言えようかと考えます。

そうした中で、今回の見直しが行われているというのが③のところでございます。見直し自体は法の附則に基づきまして行われるものでございます。その主体は、制度立案を担った休眠預金活用推進議員連盟、議連が中心になって議論をしております。

今回取りまとめる方針は、この議連における議論、検討結果、それから、本日まで進めいただきました休眠預金等活用審議会、本審議会における審議、これら双方を踏まえて、内閣府、政府において取りまとめるものというような位置づけを確認しているものでございます。

その上で、2ページでございます。概要と言いながらかなり字が細くなって恐縮でございますが、休眠預金等活用制度を評価し、そこから課題を抽出しようとしたのがこのページでございます。

総評としましては、制度の着実な実施によりまして、我が国のソーシャルセクター支援に大きな役割を果たしていると言ってよいのではないかと考えます。その上で、今後はさらなるソーシャルセクター育成のための制度、あるいは運用の見直しが求められると総評できるのではないかと考えてございます。

少しブレークダウンいたしますと、3つここでは掲げております。

活動の推進の仕方としては、重点3分野への支援を行った。それから、大都市部にとどまらず、全国各地で展開をした。これらによって多くの国民が具体的な成果を感じることができたのではないかと考えてございます。また、コロナ等にも臨機な対応ができたと言えようかと思えます。

それから、支援手法に着目しますと、伴走支援という当初は必ずしも強調されなかった点が展開されて確立した。これは特筆すべき成果であろうとまとめてございます。

その上で、社会的起業家の増加等によりまして、この休眠預金も新たな活用の領域あるいは手法を訴求されるようになってきていると評価は総評できるのではないかと考えてございます。

その上で、評価軸としては2軸を用いました。

一つは、法律の16条で休眠預金等活用の基本理念が掲げられてございます。その中に、ここの(1)から(7)に掲げた7項目を掲げてございますが、それらに沿って評価をし、そこから矢印の右側でございますが、課題が抽出される。このような整理をしているところでございます。それらについては、これまで各論点についての課題でおおむね御説明申し上げたところですので、今日は重複を避けて、説明は割愛させていただきます。

もう一つの評価軸は、3層構造の各団体に即した評価と課題ということでございます。指定活用団体、資金分配団体、実行団体、それぞれのレベルでどのような取組がなされ、どのような課題が把握されたか。それに対応するためにはどうしたらよいとかということをおこの一枚の表でまとめているところでございます。

そこで抽出された課題に対応するためということで、対応事項を整理したのが3ペー

ジでございます。この3ページが見直し事項の一覧になってございます。

大きく言うと3分野に分かれるという認識でございます。一つは支援体系の見直し、色で申しますと青い部分でございます。2つ目は支援規模・範囲の見直し、グリーンの部分でございます。3つ目に安定的・効果的な制度運用のための見直し、オレンジの部分でございます。

これらについて1つずつ簡単に触れてまいりますと、支援体系の見直しについては、まず、何よりもソーシャルセクター支援ということの重要性がこれまでの活動の中で強く意識されてきました。これこそがこの法律の目的であるということも共有の認識となっております。そうしたことから、目的規定、法の1条にソーシャルセクター支援を明記する。このような法律改正をする必要があるというのが1点目でございます。

②でございますけれども、非資金的支援（伴走支援）の重要性ということが強く認識されてきた。これを制度化すべきというところにもおおむね共通の理解が得られたということ。したがって、非資金的支援による団体の能力強化を法律改正で規定しようとするものでございます。その具体的な団体名として活動支援団体（仮称）というものを創設したいと考えてございます。

3点目でございますけれども、出資・貸付けの実現による資金的支援の多様化ということでございます。これは、これまで専ら助成に限ってきたものを出資まで拡大する、出資を解禁することによりまして、先ほど申し上げました社会的起業家等の資金ニーズに応えていくということを考えておるものでございます。そのために一部規定整備が必要でございますので、これも法律改正を要する事項となっております。

2つ目の大きな分野でございます。支援規模・範囲の見直しでございます。

④と書いてございます。これは助成の限度額でございます。御承知のとおり、現在は40億という上限、アッパーが設定されて、その枠内で運用するということになってございます。これは、制度創設時にこうした休眠預金活動が果たしてうまくいくのだろうかという心配の声もかなり強くありました。そうしたことから、小さく産んで育てていくという方針が示されて、上限40億というものが設定されていたわけでございます。幸いにして、この間の着実な制度運用によって、休眠預金制度に対する信頼が醸成されたと考えてございます。それによりまして、あらかじめアッパー、上限を定めておく方式は改めまして、中期目標を設定した上で各年度の所要額を計上する、積み上げていくというような方式に移行すべきであるというのがこの④でございます。

⑤については、行政施策との役割分担の整理でございます。これは、特に議連において問題意識が示されたところでございます。休眠預金等活用制度は行政の手の届かないところ、行き届かないところを支援する。これを基本的な理念としてございます。一方で、審議会でも御議論いただきましたけれども、最近、行政の施策はNPO等との連携・協働がかなり強調されるようになってございます。そうした中で、いま一度、休眠預金等活用制度の実際の事業実施、事業の採択に当たってどこまで行政との役割分担を認識していくのかと

というようなことが問題意識として提示されたわけであります。

その背景としては、休眠預金等活用制度があまりに行政がすべきものの隅々まで浸透してしまえば、行政の責任後退を招くのではないかというような危惧もあつての問題意識になっているものでございます。これについては、いずれにせよ、個別的な判断になりますけれども、行政施策との関連を整理し、あるいは事業終了後に行政政策化等の見通しを持つというような意識づけをしながら事業採択をしていくことが必要であろうと。このような出口になっているものでございます。

それから、⑥国際協力への支援の強化という点でございます。これまで、国内で行われる国際協力活動を中心として、休眠預金等活用制度の活用は可能であったわけですが、実態として制度がそうした分野の方々にあまり知られていないことから、実際の活用は低調であったというのが実績でございます。そうした方々への浸透、普及を図っていくということが一点。そのために、休眠預金等活用制度が求められる背景として、法律に掲げております人口減少、高齢化に並ぶものとして国際化というものを例示することが適当ではないかということがここでの見直し事項でございます。例示を追加する部分は法律改正事項になるということでございます。

⑦でございます。成長期・成熟期にある団体への支援も課題として掲げられたところでございます。すなわち、基本的には事業草創期の団体に対する支援、事業に対する支援というのが休眠預金の基本的なコンセプトでございますけれども、この休眠預金等活用事業が一回りして成長期に入り、あるいは成熟期に入る団体も今後いずれ出てくることが期待される。そうした団体はより大きな社会的インパクトの創出が期待されるということになれば、これに対しても休眠預金が支援することがあつてよいのではないかというような問題の投げかけがあつたわけでございます。これらについては、ちょうど並行して新しい資本主義実現会議のほうで同様の問題意識から検討も進められているところでございます。そうしたところと平仄を合わせて今後検討していくという考え方を取りまとめておるところでございます。

⑧でございます。一転して、この⑧は実務的な課題でございます。同一事業の再申請を認めるか、それから、事業期間の延長を認めるかという課題でございます。これまではなるべく多くの方々、多くの事業を採択しようということから、同一事業の再申請は認めない。それから、事業期間を最長3年に限るという時期を限った支援を行ってきたところでございます。しかしながら、実際に事業をしてみまして、同一の事業モデルだけれども、例えば他地域展開、全国展開をするといったニーズは同一事業の再申請に当たるのだろうか。こうした実例も出てまいりました。また、事業期間の延長については、一つにはコロナによって3年間では事業が達成できないというこの時期特有の問題が出てきた。それから、3年間で事業成果は今見込めないのだけれども、少し延長することによってより高い成果が得られる見通しがある。このようなものについても、3年で機械的に切つていいものだろうかというような投げかけもあつたわけでございます。

いずれにつきましても、今回対応を取りまとめてございます。一つは、同事業の再申請につきましても、実は今、JANPIAにおける運用がかなり実質的に弾力化をいただいております。弾力化した運用を行ってきておるところでございます。すなわち、形式的に同一事業に該当するというところだけをもって申請を認めないという運用はしていないところがございます。こうした実際の運用に合わせて制度を明確化するということ。その上で、透明性を確保する策を検討する。これが同一事業の再申請に対する答えになってございます。

それから、事業期間の延長については、何よりコロナに対するものは特例的に延長を許容しようと。さらに、それ以外の個別的なものについては、一定の要件、先ほど申し上げましたその後の成果が見通せるというような要件の下で、これを認めてよいのではないかと。そのための要件を検討していこうというのが取りまとめになってございます。

⑨自己資金の確保につきましても、これについては先ほど御議論いただいたとおりでございます。その内容をここで記載してございます。

それから、P0関連経費についても先ほど御議論のとおりでございます。

最後にオレンジのところ、ここは少しテクニカルな内容でございますが、一つには、⑩でございますが、JANPIAといいますか、指定活用団体の事務費については、基本的には預金保険機構から資金を提供いただきまして、その運用益で賄うということが制度の本則になってございますが、現在の低金利化ではこれが実現困難であるということから、直接に事業費を交付する仕組みを設けてございます。これについては、環境の変化がまだございませんので、法律改正によってこの特例を延長する必要があるというのが取りまとめでございます。

最後、法の見直し規定でございます。法の見直し規定は、制度をつくったときに、冒頭でも申し上げました、途中で申し上げましたが、この制度が果たしてうまくいくのだろうかという不安も背景として、5年後を機としてこの制度を見直すということが考えられた。その意図の中には、制度の存廃も含めて見直すといった趣旨も含まれていたと解説されてございます。そうしたことから、安定軌道に乗りましたので、この法の見直し規定は不要ではないかという議論も一時は出たわけでございますが、最終的には、定期的に制度を見直す、今回のように議論をして見直すことが制度のさらなる発展を促すことにつながるであろうと。その意味で、見直し規定そのものは積極的な意味で設けておくことが適切ではないかというような結論に達しました。今後、再び5年後をめどとする見直し規定を設けるということを取りまとめ内容にしておるところでございます。

以上、3分野12項目が今回の見直し項目でございます。これらを本文の中ではもう少し詳しく記述しているところがございます。

なお、概要の4ページ、5ページにつきましては、活動支援団体、出資・貸付けの文字では理解しがたいところを特に参考としてつけたものでございます。これは参考として御覧いただければと考えてございます。

以上が今回の検討に係る対応方針案でございます。御議論をまた賜ればと考えております

す。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、続いて小河主査から御報告をお願いします。

○小河主査 それでは、資料6に基づいて、昨日のWGの議論の概要を説明したいと思ひます。

2点あります。この5年後の見直しの対応方針について、知の構造化の分析は3層構造だからこそ可能。JANPIAには十分な分析、結果の公表・還元を期待したいと。

2点目は、見直し事項の3本柱（支援体系の見直し、支援規模・範囲等の見直し、安定的・効果的な制度運用のための見直し）を確実に実行し、制度全体の拡充・多様化につなげていくことが重要という点でございます。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思ひます。どなたからでもどうぞ。

白井委員、お願いします。

○白井委員 ありがとうございます。

それでは、ここでという御指示でしたので、委員資料にしたがって説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

では、説明を始めさせていただきます。もともとの課題意識の始まりは、以前にも御提案させていただきました。この5年後見直しの後からいよいよ出資・貸付けの部分が始まるということで、それについて新規の団体の立ち上げというのが必要ではないかと。それに特化した団体の立ち上げというのが必要ではないかという提案を以前に申し上げました。

ただ、それについて、いろいろな議員さんだったり、いろいろな方にヒアリングをする中で、逆にそれはこのタイミングでということは、本当に誰かが手を挙げてくれるかというところも含めて、まだ難しいのではないかと、早過ぎるのではないかとというような御意見をいただいたので、新しい団体が必要だというような問題意識は変わりませんが、今回は付録の部分、アペンディックスの部分に引っ込めたというような状況でございます。

ヒアリングをする中で、むしろそれよりも今、喫緊に取り組むことについてはこの課題認識に書いたとおりで、ここについて今すぐにやはり対応する必要があるのではないかとということで提案をさせていただきました。

大きく言いますと、こちらの二のほうです。指定活用団体について、こうやってヒアリングを進める中で分かってきたことは、例えば先ほどのPO人件費についてもそうですけれども、かなり細かいところに関して、特に議連からです。公式にも、非公式にも、例えば内閣府だったり、JANPIAに対していろいろな意見の申し伝えというのがあるって、それについてかなり細かい説明をしなければならぬという状況だったり、あるいは大体この議論で決まっていることがひっくり返ったりというようなことが非常にこの5年間多くあったというところが、議連の中でヒアリングをしていても議員同士でも課題認識として浮かび

上がったというようなところがございました。つまり、ほかの議員から見ている、この議論はかなり無理があるのではないかと、正直何を言っているのだから分からないというようなことであっても、長いこと、最初からずっといた議員だからということで、みんな遠慮してなかなか物が言えなくてというようなところで、そういうような形で物が決まっていったりということが現状あるのだというようなことが分かってきました。

私自身も、話を聞いていて心が折れそうな、こんな基本的なことを最初から説明しなくてはいけないのだというようなことがやはりすごく多くて、こういうことについてJANPIAが今まで5年間エネルギーを費やしてきたのだということには非常にじくじたる思いがございました。

そういう意味で、一番大きいのは、指定活用団体について本来の民間主導というような在り方が実現するように、あらゆる機関からの独立性というのが担保されないと、幾ら例えば新しい機関をつくったところで、それがしっかり機能しないということになってくる、本来の能力を発揮できないということになってくるので、そのための体制づくりに注力をするべきと今考えております。

その課題意識に基づいて、指定活用団体が、流れが私自身も思い出せないというか、どうしてこの「一に限って」というような表現になったのかというようなところの必要性がどうしても私自身も思い出せなかったので、そこを含めて、必要だというようなことであれば説明が必要だと考えますし、また、この5年の間でいろいろな状況の変化があるという中で、弾力的にいろいろな運用ができるようにするために、この「一に限って」というようなことがどうしても必要ということでないのであれば、ここを今の時点で削除してしまうというところで、専門性が必要な団体が必要であればそれを設立できるようにする。これは内閣総理大臣がちゃんと認めるのが必要なので、だからといってぼこぼこ生まれてくるということにはつながりませんので、そういうような余地を残した法改正をするというようなことが今回もし可能であれば、そういうふうにしたほうが今後の変化というのがある程度見込まれる状況の中でまた運用ができるということで、資金分配団体だったり、活動団体というのものもある程度希望を持って活動できるのではないかと考えたところです。

そういう意味で、マイクロマネジメントというのは非常に害悪になる可能性があるというところで、3番です。法にも明記されない事項に関しては弾力的に運用できる可能性を残した書きぶりにするべきというところの確認をさせていただきたいというこの3点です。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

服部委員、お願いします。

○服部委員 ありがとうございます。

本文といたしましうか、先ほど御説明いただいたことに対してでよろしいのでしょうか。

1点気になっていましてのは、ソーシャルセクターのところなのですが、そういっ

た文言を入れていただけるということで、非常に賛同しているところですが、支援という言葉になっていますよね。概要のところだったと思うのですが、ソーシャルセクター支援という言葉です。法律自体はNPOとか活動団体がこの休眠預金等資金をもって、うまく活用される、この資金が「活用される」ということだったと思うのですが、急にソーシャルセクター支援となっていくところの言葉にちょっとこだわりを感じました。と言いますのは、ソーシャルセクターの裾野を広げていく。それにこの資金が活用されていく。そして、ソーシャルセクターにいろいろな人たちが、今までは主として市民活動の担い手はNPO等だったと思うのですが、もっとさらに広く企業なり金融機関なりが、支援側というのではなくて共に活動していくというふうになっていくことがソーシャルセクターの広がりだと感じています。それをこの休眠預金等活用制度が後押しをしていると理解していたのです。ソーシャルセクターの広がりとか、何か言葉はないのかなと思ひまして、支援と言った時点でまた支援する、される側と分けられてしまいます。これはずっと続けてきたNPO支援のことですよねということになってしまいますので、その文言は、まだ確定ということでないとするれば、ぜひ用語を御検討いただくように。私としては裾野の広がりというのは好きなのですが、法律的に適した文言があるのだらうと思ひますので、できれば支援ということの境界を引いてしまうことのないような文言を入れていただけるとありがたいです。

以上です。よろしくお願ひします。

○高橋会長 事務局は、ここはどうお考えでしょうか。

○小川室長 まず、服部委員のお話でございます。支援という言葉でここではまとめてございます。御指摘いただいたように、支援という言葉は支援する、される側のイメージがどうしてもつきまといまひますので、それよりも少し広い含意がある議論があつたのではないかと御指摘かと受け止めてございます。

実は法律の中では支援という書き方にはなっておりませんで、もともとは休眠預金等活用法の16条のほうに民間公益活動の自立した担い手の育成という言葉で、これがいわゆるソーシャルセクターの広がりを指すものと我々は認識していたわけでございます。しかし、これが16条の基本理念のところにとどまっておりますので、これを法律の1条のほうに移して、より高い規範、レベルの理念として位置づけたいと考えたわけでございます。法律の用語でございますので、あまり叙情的に書けないところがございませひけれども、そういった意味では、民間公益活動の自立した担い手の育成というのがここに「ソーシャルセクター支援の」と書いたものの背景にあるということでございます。

ただ、おっしゃるとおり、ここに短くまとめるときにソーシャルセクター支援と書くと、少しニュアンスと違ふという御指摘かと思ひます。もう少し広がりのある言葉で、むしろ概要を皆さん見られると思ひますので、概要のほうを工夫させていただきたいと考えてございます。

それから、白井委員から御指摘をいただいた点でございますが、非常に広範にわたる御

指摘でございます。また、事務局でお答えし切れない部分もございましたけれども、幾つか事務局としての考え方を申し述べさせていただきたいと思っております。

一つは議連との関係でございます。議連につきましては、この法律が議員立法によってできているということ、議員立法はしばしばプログラム法、理念法が多い中で、これが実体法として策定されたということがございます。そうしたことから、議連としてこれについて強い関心を持っておられるというのは、いわば自然なことなのかなと考えてございます。口幅ったい言い方になりますが、議院内閣制を取る我が国において、政官関係として、役所と議連との関係として、それほど奇異なものではないのではないかなと考えております。私どもとしても、そこを特にプレッシャーであるとか、筋が通らないといった感じは受けておりません。むしろ、業務改善PTが始まったきっかけですとか、コロナ枠、今回のウクライナ物価高対策といったものが始まったのは、議員さんがある意味の民意を酌み取って、それをこの制度の中に注入したと受け止めてございます。そういう意味では、一つのシナジー、ループができています。意見反映、民意反映のループとしても機能していたのではないかなと考えてございます。

また、今回の見直し自体もかなり細部にわたっていることは事実でございます。ただ、それは御指摘のとおりでございますけれども、神は細部に宿るということも言われるわけでありまして、細部にこだわってこそ制度の発展・充実があるという側面もあろうかと思っております。その意味では、私どもは少なくともマイクロマネジメントを受けたという感じは受けていない。ここはあえてですが、政府としては、事務局としては表明しておきたいと考えてございます。

なお、PO人件費の助成額等、弾力的な運用をできる可能性をという点については、先ほども御説明いたしましたとおり、文言としては差し当たりということになっているということ、それから、さらに付言をすれば、休眠預金等活用制度はこれまでの運用においても問題が生じるごとに審議会に諮り、あるいは議連に諮ることによって、実質的な弾力措置、緩和措置を講じるといったことの積み重ねでここまで積み上がってきたところがございます。こうした運用も今後も重ねていきたいという基本的な姿勢は表明しておきたいと考えてございます。

一部に対するお答えにしかありませんけれども、事務局の考え方は以上でございます。

○白井委員 ありがとうございます。

マイクロマネジメントについて、あえて御説明を内閣府からさせなくてはいけない状況を招いたことについては、率直におわび申し上げます。そういう意図ではございません。それよりも、いわゆるシステムとして、法律に明記されていないことについても議員がいろいろな意見が言えてしまうという状況はどうなのだろうということと、これから特に出資・貸付けの部分が始まるというところで、やはり独立性が担保されているということがイギリスの事例を見ても絶対条件になるというところで、ここについてはしっかり確認をしておかなければいけないと思っております。

それから、2番で法律の文言を少し削れば弾力的な運用ができるのではないかというような提案を申し上げました。ここについては、改めてまた御検討いただければありがたいと思っていますし、それから、今回この概要が出てきたときにショックだったのは、こういう新しい指定活用団体をつくるというような議論があるということがまるっきり記録に残っていなかったというような形になってしまったというところで、どういう議論であれ、こういうような議論があったということについては、何らか記録に残していただくということが今後につながるのではないかと考えています。

以上です。

○高橋会長 事務局、今の点についていかがですか。

○小川室長 後半の部分の文章の記述については、必ずしもこの審議会、それから、議連で出てきた全ての議論が採録できているわけではございません。それよりもむしろ、結論を簡潔に記すということに主眼を置いておりますので、そのところは、事務局としては、今の考えとしては記載しなくてよいのではないかという判断に立っておるということでございます。いずれしろ、それは審議会の御意見もあろうかと思えます。

○高橋会長 議事録には残っているわけですね。

○小川室長 議事録は全て記録して、公表されるものでございます。

○高橋会長 そこで御主張の点と、それから、それに対して皆さんの御意見があったことというのは記録として残っていると思えますけれども、白井委員、それでよろしいですか。

○白井委員 あくまでもお願い事でございますので、あとはどういうふうに対応されるかは御判断にお任せします。

○高橋会長 清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。

資料4「休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針（案）（概要）」は、これまでの審議経過を踏まえて、大変分かりやすく要点を書きいただいていると思います。

審議の際に、冒頭に御説明があったと思うのですが、委員として新参者なので再確認をさせていただきますが、「見直しに当たって」という1ページ目の③に、「見直しの経過というのは、法附則の見直し規定に従い、制度立案を担った休眠預金活用推進議員連盟を中心に議論する」とあります。そこで、この休眠預金等活用法の5年後見直しの方針については、議連における検討結果及び私たちが委員を務める休眠預金等活用審議会における審議を踏まえて、内閣府において取りまとめるということですから、私たち審議会委員の意見を踏まえつつ、議連の皆様の意見を総合的にまとめていただくということだと思っております。

それで、質問は、そうだとすると、今回5年後見直しを整理していただいた、3の見直し事項のところに「法律改正をするべき支援体系の見直し3件」であるとか、その次の「安定的・効果的な制度運用のための見直しにおいても法律改正・府省令の改正」とあります。この法律は議員立法であり、閣法ではないので、この法律改正についてはやはり議連を中

心とした国会議員の皆様が国会で提案されるということになると思うのです。そうすると、その法律案のようなものはいつ頃国会で提案されて、次のステージに移るのかという時期の確認と、もう一つは、法案についてはまさに専門性の高いところがございますが、本日共有していただいている、まさに私たちの審議の今までの経過というものを踏まえて、議連の皆様のご意見を踏まえた総合的な概要案が、今日の資料4だと受け止めてよろしいのでしょうか。

そして、今日も私たちは議論させていただきましたけれども、また議連でもこれを見ていただいて、最終的にはいつ頃この方針案の「案」が取れる段取りでしょうか。時期的なことを今の時点でもう一度再確認させていただいたほうがよろしいかなと思って、基本的な質問で恐縮ですが、質問させていただきます。

その質問の答は後ほどいただきたいのですが、私としては、今回この5年の見直しという中で提起されている内容は、先ほども申し上げましたが、幅広い関係者からヒアリングもさせていただきましたし、審議会の委員が、現場を御存じの専門委員の皆様と御一緒に会議を共同開催する形で、懸案を詰めてきたことは、私は本当に重要なプロセスだったと思うのです。ですから、それらが反映されて、これだけの法律改正というのが5年見直しで提案されることになっていきますので、希望として、ぜひ前向きに国会議員の皆様がこの法律改正を成し遂げていただければありがたいと思います。

具体の仕組みづくりについては内閣府が引き続き担われることになると思いますし、仕組みが本当に現場に適応的なものなのかということについては、引き続き審議会あるいは専門委員の皆様と御一緒に検証していくためにも、法の見直し規定が12番目に改めて付加されているということも重要ではないかと思いました。

以上です。質問とコメントを同時にさせていただきました。よろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○小川室長 取りまとめの方針につきまして御賛同いただきまして、大変ありがとうございます。

その上で、御質問に対するお答えでございます。むしろ当方から御説明すべきだった点でございますが、この見直しの進め方、あるいは議連との関係でございますが、基本的に各論点について審議会と議連で並行して議論を進めてきてございます。その際、議連のほうからは、審議会の専門家の皆様、それから、現場に近い方々の御意見を聞いて、それらを踏まえた上で案を作成して、議連に諮ってもらいたいというような要望を受けてございます。したがって、各論点とも必ず事前にまずこの審議会でご議論をいただいて、それらを踏まえた案を政府、内閣府として議連に提示してきたというような流れになっておるところでございます。今回の取りまとめに当たりまして、その流れを踏襲したいと考えてございまして、本日御了解いただければ、審議会での意見を踏まえた案として今週末にも議連に諮りまして、そこで議連として了解が取れば、その時点をもって「案」が取

れると考えておるところでございます。

先ほども御説明しましたけれども、最終的には議員立法による改正を私どもも期待してございますので、そういう意味で議連のほうでこれを御了解いただくということを条件として、この取りまとめ案を「案」が取れる状態にしたいと考えておるところでございます。

その後、法律でございますけれども、これは希望も含めてでございますが、議連からは次期通常国会に提出したいと。このようなお考えであると伺ってございます。最もスムーズに審議がされれば、次の通常国会末までにはこれが成立するというのを私どもとしても強く期待しているところでございます。

以上でございます。

○清原委員 清原です。一言よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御説明いただきまして、今後の流れを理解いたしました。やはり現場の方も含むワーキンググループ、そして、審議会の意見を尊重していただけるということですので、議連の皆様に向けて機微にわたるところはなかなかお伝えしにくいところはあるかと思いますが、本日議論させていただいた3点というのは、やはり極めて慎重に私たちも会議の回を重ねて議論をさせていただいたところですので、この文章で御提案、ご説明いただくときに、補足的にこういうところを審議会としては重視したというようなことも触れていただけるとありがたいと思います。

以上です。どうもありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見は。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 ありがとうございます。

時間のないところ、恐縮ですが、先ほどせつかく白井委員から御提案があったので、私の意見を一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。

主として2番目のところの御提案で、1つに限るというのを法案で削るべきではないかという御意見でありました。これは最初複数の団体をということを白井さんが発言されたときにも私は申し上げたのですけれども、今の時点で設備投資等をJANPIAに、御記憶があると思いますけれども、かなりシステム投資等を行ったりして、休眠預金の一部をそれに活用したわけなのですけれども、そういった団体を複数つくるということに対して、むしろそのお金はできるだけ実行団体のほうに回っていくような仕組みというのが望ましいのではないかなと思います。本当に必要性があるのかどうかということを議論した上で、本当に複数が必要だということになれば、そのときに法案の審議をしてもいいのではないかなと思います。今のまだ議論が煮詰まらない段階で1つというのを削ってしまうということについては、時期尚早ではないかなというのが私の意見です。

それと、趣旨としましては、複数あると確かに競争が働くのですが、1に書いてある独立性を確保するために複数になるというのは必ずしもロジカルではなくて、複数あっても

みんな独立しない人たちが集まるということも当然ありますので、そこは必ずしも1を実現する手段として2が必須ということにはならないかなと思います。

また、よくあるのですが、複数ありますと、結局下のほうに、うちの水のほうが甘いよという話になっていって、規律が緩んで、それぞれの部分のルールが、レース・トゥ・ザ・ボトムとよく言いますが、どちらかというボトムのほうに競争が進んでいってしまうということが存在します。これは必ずしも望ましくありませんので、それらのことも踏まえて、私は御提案自体を全否定するつもりは全くありませんが、そういった意見があるということも明記していただいた上で、もうちょっとゆっくり議論して、時期が来たらこの議論を深めてもいいのではないかなと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 ありがとうございます。

たびたび失礼しますが、この5年見直しというものがどこにフォーカスが当たっているのかというところを明記したほうがいいと思っていることと、細かなことを言えば、この休眠預金の活用がもっと社会に浸透するようにはどうしたらいいのかというところの見直しはどうするのだとか、細かい話は幾らでも出てきます。先ほど言及されている点についてはそもそもJANPIAに対する評価はどうなのかというのがあってこそ次のステップの議論になると思っています。そういうことを考えると、今この5年は何を見直しているのかというところが明らかにされている必要があるかと思っています。

最初に申し上げたのは、書いてあればいいのですが、そこがあるかどうかということと、ここまで5年でこういう成果はあったけれども、積み残しているのはまだまだいっぱいあるはずですね。ですので、これからも社会実験としてしっかりとやっていきますというのが発信できているという理解でよろしいか、そういう段階を経ていますということが伝わるようにということをもう一度申し上げたかったのです。

もう一つ、やはり革新的な活用方法といったものを考えていくツールの開発なり考え方も併せてですけれども、価値観も併せてですけれども、そういったことを考えて発信をしていくということではできておらずまだまだこれからだと思っています。一部成果が見られると書いていただいている文章に対して、そのままでいいのですけれども、まだこれからチャレンジしていく必要がある。そうでなければ、多くの社会の問題というのはそう変わっていないではないですかというところが問題意識としてありますので、さらに活用されて解決のための担い手なりを増やしていく必要があると思っています。ここまではできたけれども、まだこれからもこの活用は必要なのですということを強く主張するような、どうしても情緒的に言ってしまうかもしれませんが、適切な文言を入れていただければと思います。

以上です。

○高橋会長 事務局、いかがでしょうか。

○小川室長 評価のフォーカスがはっきり見えづらいという点は、言われてみればそのような感じもするところはございますが、服部委員のおっしゃるロジックとは違うのですけれども、本文のほうのロジックを申しますと、基本的には評価は先ほど申し上げました法律に定める7つの基本理念と団体の3階層の2軸で行ったということでございます。ただ、いきなりそこに達しているわけではありませんで、本体で言いますと1ページから2ページにかけてでございますが、総評というところに今回の見直しに際して特に気を配った点、我々として問題意識を持った点を書いてございます。そうした問題意識の下で、先ほど申し上げた2軸に沿って評価をしたというようなロジックになっておるものでございます。

それから、個々の見直しについてでございますが、ここは御指摘いただいたような構成を心がけたところでございます。すなわち、概要のほうでは達成できたということのみ記載されているものもございませぬけれども、本文のほうではこうした部分、こうしたものが達成できた。そうした中でこんな課題が浮かび上がってきた。それについては今後も力強く対応すべきであるというような基本的な記述方法を取っておるところでございます。本文では御指摘いただいたようなことが実現しておろうかと考えてございます。

それから、JANPIAによる発信ですとか、あるいはJANPIA自身による評価につきましては、5年後見直しというよりも、もともと制度の中にそれが求められておるところがございませぬ。また、基本方針のほうでJANPIA自身による総合評価が求められております。ちょうどこの後予定されておりますJANPIAからの発表のほうでその点に言及がございませぬので、それも併せてお聞きいただければと考えておるところでございます。

以上でございます。

○高橋会長 JANPIAに対する評価を含む指定団体のあり方などについては、様々な意見のあるところであり、今後の審議会で議論していくこととしたいと思います。では、審議会として、事務局から示された対応方針で進めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、最後にJANPIAから総合評価（第1回）の概要版を御提出いただいておりますので、これについてご説明いただけますでしょうか。

○大川事務局長 ありがとうございます。JANPIAの大川でございます。よろしく申し上げます。

それでは、総合評価の概要版というところなんです。あと、資料としては、実は詳細版はどうか本体は90ページに及ぶものではありますけれども、そちらもございませぬ。今日の説明におきましては、この概要版のほうでポイントを絞って概略を説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、今回提示させていただいております総合評価のコンセプトについて整理をさせていただきます。御承知のように、基本方針、こちらで定められた総合的な評価を行うということで、JANPIAのほうでまとめたものが今回の総合評価でございます。

考え方を真ん中の段に整理してございます。2019年度の事業開始から3年半経過してお

りますけれども、2022年のこの時点において、基本方針で示されている考え方に沿って指定活用団体が達成すべきアウトカムを設定しまして、これを可視化するという取組をしました。それがセオリー・オブ・チェンジの策定なのですが、今画面に見えておりますような形で仕組み形成の中核機能A、Bとあります。また、仕組み形成の中核機能、知の構造化というテーマ、そして資金支援です。これらの要素が、具体的にこの上のほうに成果として見ておりますけれども、将来的に目指すアウトカムにどうつなげていくのかということ、これをJANPIAの職員全員でワークショップを行いまして整理をしたものであります。これをセオリー・オブ・チェンジということで整理もしましたが、こちらを活用しながら、日々の活動の指針として職員が取組を行っていく。また、それを事業計画などにもしっかりと落とし込みながら事業を進めていくということによってまいりました。

今回まとめました総合評価につきましては、可能な限りこの活用事業運営のアウトプットを整理して、定量的に可能な限り整理しつつ、様々な定性的な情報も加えながら、現時点での指定活用団体としての事業運営に対する評価を加える。自らの自己評価でありますけれども、これを総合評価という形で御提示させていただくということでございます。

御覧いただいたイメージ、印象もあろうかと思いますが、もう少し具体的に社会の諸課題の解決にどう効果をもたらしたのかというような視点です。これは私どもも評価アドバイザーあるいは評価に関する御意見をいただいている専門家の皆様からも御指摘をいただいているところであります。そこまではまだ十分に至ってはいない報告書の体裁でありまして、ここにつきましては、2019年度の事業がまだ終わってもない状況ではありますので、終了した時点での事後評価等の内容を踏まえて、いま一度整理をしてみたいと思っています。ですので、今回は第1回と書いています理由は、この総合評価はJANPIAにおける指定活用団体としての中間評価的な要素が強いと御理解いただけたら幸いです。

ということで、この立てつけの全体感はこのような形でありまして、このセオリー・オブ・チェンジに沿ってということで、今回の本書の構成、別冊といいますか本体のほうは、この表にございますように要約版の部分と詳細版の組合せで構成されております。具体的にはToC上のアウトカムを達成するための当初の計画、事業計画等に落とし込んだもの、あるいはJANPIAが活動の内容として整理したものをそれぞれ列挙しつつ、それらを具体的な指標で成果、評価を図るというプロセス。それに対して総括的なコメント、まだまだ足りないなといったところも込めながら、では今後こういうことをやっていきたいというような考え方などを整理するというところで要約版を作っております。それらをもう少し詳細にブレイクダウンしたものがありまして、これがアウトプット実施事項。それをやっていく中でのアウトカムに向けた不足事項、見えてきた課題などを整理して、今後やっていくこと、先ほど申し上げました最終的な総合評価のところに向けての今後の活動、検討課題といったものを整理して、総括するという建て付けになってございます。

本日は時間も限られておりますので、本体のほうの解説は省略いたしますが、例えば左

側のほうにございますように、こういった具体的な数値であったり、不足事項・課題というようなコメント、今後の対処すべき課題についての洗い出したいところで整理をしているということをございます。

今回、法律あるいは基本方針との対比ということで、対応表のような形で目次にしていますけれども、先ほどセオリー・オブ・チェンジの中で下のほうに箱が4つ並んでいました。それを1から4に並べています。加えて、指定活用団体の適切な運営という要素も加えまして、5つの項目で全体として評価を行ったということでもあります。それぞれ法律・基本方針のどこに該当しているのかということ整理しながら、評価を加えていきました。

これはいつもお見せしているような数値的なものでありまして、また、トピック的なものをまとめながら、実際には各指標に基づく評価・総括ということで、各資金支援であり、あるいは評価の対応であり、伴走支援のところであるプログラム・オフィサーの人材育成等も含めて、また、企業連携といったところ、マッチングとか、事業運営、課題解決に取り組む団体の皆様に必要なリソースをどういう形で企業との接続をしていくのかみたいなのところの取組、また、実行団体の活動の基盤の強化に対する支援といったところの現況等、また、情報発信、広報の取組といったところの評価。また、知の構造化です。こちらデータベースが整理されて、社会課題の解決の現状・分類、共通指標、データが整備・共有可能になるということを目指すという中で、取組を今進めています。まだ皆様に御覧いただけるような代物ではないものですから、各団体の中間評価の取りまとめであったり、あるいはコロナ枠の1年間の事業が終了しての成果・評価といったところの取りまとめもしながら、アクションと掲げておりますけれども、領域ごとの課題分析情報を基にした課題状況の整理であったり、事業アプローチを基にした支援傾向の分析であったり、こういったところを進めていくということになります。ただ、アイデアも煮詰まらないところもありますので、この辺りは作業もしながらどういうふうに見せていくのかということ整理しながらやってまいりたいと思っております。

また、業務改善プロジェクトチームや資金分配団体の皆様との対話、私どもJANPIAの事業は協働と連携、そして、対話というところを軸に進めてまいりました。この辺りについてまとめた資料となります。詳細のほうのバージョンにはかなり細かくいろいろな取組について整理してございますので、お目通しいただければ幸いです。

また、職員の能力開発・向上に向けた取組、JANPIA自身が正直事業を始めた時点で全くの素人であったところを、資金分配団体の皆様や関係者の皆様との対話、あるいはいろいろな形で御教示いただく中で何とか形にしてきたという経緯もあります。その中での取組の軌跡を少し振り返ったというページもございますので、御参考にさせていただけたらと思っています。

以上、総合評価のアウトラインを御報告させていただきました。本体資料は90ページございますが、これまでの取組について詳細な振り返りをしてございますので、ぜひお目通しいただき、また、御意見、御示唆もいただければ幸いです。

私からの報告は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

残り時間は少ないですけれども、御意見のある方がいらっしゃいましたらお願いします。
服部委員、どうぞ。

服部委員、ミュートは外していただきましたか。音声が入っていないのですが。やはり聞こえていないです。

よろしいですか。すみません。

ほかにいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

今日の議事はこれで終わりますが、私、最後、見直しの対応方針のところ少し言葉足らずだったかもしれないので、改めて申し上げたいと思いますけれども、指定活用団体の件についてはいろいろな御意見がありますけれども、やはりJANPIA御自身の活動状況に対する評価、それから、JANPIAの活動環境に対する評価、検証、その辺もこれからやらなくてはいけないと思います。そういったところも踏まえて、審議会の中で指定活用団体の在り方については議論して、そして、必要であれば見直しに反映させていただければと思います。

そういう形でよろしゅうございますでしょうか。

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いします。

○小川参事官 事務局でございます。

本日御議論いただきました休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針の案でございますけれども、こちらにつきましては、本日の審議会でもいただいた御意見を踏まえまして、所要の調整を行った上で、休眠預金活用推進議員連盟にお諮りした上で、近々内閣府といたしまして決定したいと思っております。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、これにて本日の議事は全て終了いたしました。どうも皆さん、お疲れさまでございました。ありがとうございました。